



Ⅹ-JD 51-2

41-3 20	41-4 21	42-3
51-1 熊谷市	51-4 行田市	52-1 28
51-3 鴻巣市	51-4	52-3 鴻巣市

記号

△ 37.2	三角点	△ 25.62	水準点
○ 42.3	境界線	○ 25.73	境界線
○ 25.73	境界線	○ 25.62	境界線
○ 12.3	境界線	○ 12.3	境界線
○ 12.3	境界線	○ 12.3	境界線

凡例

決定(変更)後	決定(変更)路線の起終点
変更前	既決定路線の起点
既決定	既決定路線の終点
②	2車線 (表) 地表式
④	4車線 (高) 嵩上式

追加記号

△	埼玉県庁
▽	行田市庁

座標系は平成14年国土交通省令第9号の規定による第Ⅹ区座標系、世界測地系に対応
投影は横メルカトル図法
図面に示してある距離は平均海面からメートル単位
方角は0.5キロメートル以内
高さの基準は東京湾の平均海面
等高線の間隔は2メートル